平成２５年（フ）第４４号
埼玉県本庄市小島268番地１
破産者　株式会社サンワード
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７００号
千葉県市原市権現堂396番地１
破産者　株式会社マックス・オート・サービス
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２４号
東京都世田谷区北烏山５丁目８番18―105号
破産者　野村　祐吾
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０８号
千葉市若葉区西都賀４丁目３番11号　リヴェール103号
破産者　山田　　実
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９８号
千葉市中央区南生実町585番地２
破産者　崎東設備工業株式会社
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９９号
千葉県市原市姉崎345番地の１
破産者　齋藤　信雄
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９３号
千葉市若葉区高品町1598番地６　サニーハイツ高品301号
破産者　佐藤　民子
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１８号
東京都江戸川区篠崎町３丁目31番16号
破産者　有限会社サンワビルド
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
千葉県香取市佐原イ51番地
破産者　多田ヤイ子
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第６３３号
東京都八王子市宮下町608番地コーポ八王子2018号
破産者　ギルダ　モレット（旧氏名二瓶ギルダ　モレット）
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２３９号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目18番地５号
破産者　有限会社協同電機製作所
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２０号
相模原市中央区千代田６丁目12番19号
破産者　株式会社Ａｘｉ
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３４号
愛知県春日井市上田楽町2078番地
破産者　三尾製本株式会社
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７７号
名古屋市中区栄１丁目２番７号　名古屋東宝ビル５階
破産者　株式会社ブリリアントインベスト
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６０号
名古屋市北区丸新町272番地
破産者　有限会社金城電気商会
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４３号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字愛宕西23番410
破産者　有限会社マルモト
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６７８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野702番地の５
破産者　株式会社野半の里
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１２号
大阪府泉佐野市長滝3256番地の２、住民票上の住所大阪府泉南市樽井９丁目19番23号
破産者　タクミこと　内匠　京子
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８６３号
神戸市垂水区名谷町34―10
破産者　株式会社装建
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７号
岡山県玉野市田井４丁目17番５号
破産者　宮田　征雄
１　決定年月日　平成25年10月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９号
青森市大字横内字神田64番地の１
破産者　有限会社小寺鐵工所
１　決定年月日　平成25年10月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係